

水産政策審議会議事規則の一部改正について

水産政策審議会議事規則の一部改正(案) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(議事録)</p> <p>第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成し、公開するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会、閉会の年月日・時刻 二 出席した委員の氏名 三 諮問事項 四 議事 五 議決の数 六 報告書 七 答申書 八 その他重要な事項 <p>(削除)</p> <p>2 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて公開することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第十一条 審議会に企画部会を置く。</p> <p>2 企画部会は、水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第十条第三項及び第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号</p>	<p>(議事録)</p> <p>第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 開会、閉会の年月日・時刻 二 出席した委員の氏名 三 諮問事項 四 議事 五 議決の数 六 報告書 七 答申書 八 その他重要な事項 <p>2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。</p> <p>3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第十一条 審議会に企画部会を置く。</p> <p>2 企画部会は、水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第十条第三項及び第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号</p>

）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九條第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二條第九項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十條第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九條第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二條第九項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 （略）

（小委員会）

第十二條 部会長は、必要があると認めるときは、部会長の指名する委員又は特別委員によつて構成される小委員会を設置し、特定の事項を調査審議させることができる。

（特別委員）

第十三條 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九條第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二條第六項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十條第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九條第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二條第六項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 （略）

（新設）

（特別委員）

第十二條 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(規則の改正)

第十四条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十六条 分科会、部会及び小委員会については、第一条から第七条まで、第九条、第十三条第二項及び第十五条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十三条第二項並びに第十五条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会及び小委員会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

(規則の改正)

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

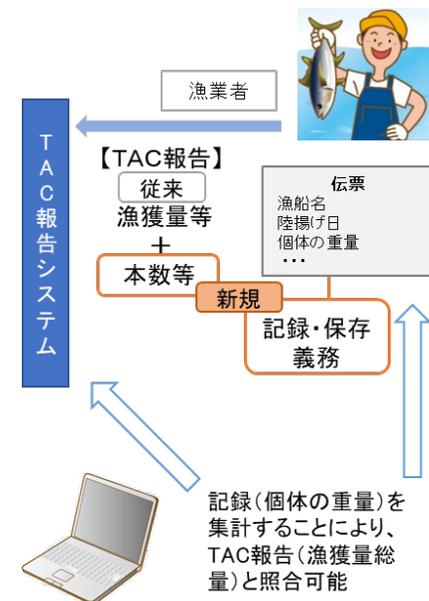
背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

法律の概要

1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
 - ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）



2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- (1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
 - ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
 - ② 取引記録の作成・保存（第9条）
 - ③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。
- (2) 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- (3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



施行期日

※この他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和8年4月1日）から施行